

寄贈型特定社債保証制度 (地方創生応援債)

寄贈型特定社債保証制度とは、

一定の基準を満たすお客様(法人)の発行する社債(私募債)について、**金融機関と信用保証協会が共同保証人となる保証制度**です。

金融機関にお支払いいただく手数料の一部から、
お客様が指定する**地域の学校や自治体等に、**
金融機関が**物品を寄贈**いたします。



イメージキャラクター
びよこ



イメージキャラクター
ひばり先輩

SDGsの達成に向けて地方創生に取り組む中小企業の皆様の
長期・安定的な事業資金の調達を支援します

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGs(持続可能な開発目標)とは

2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす国際目標です。社会が抱える問題を解決し、世界全体で2030年を目指して明るい未来を作るための目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

ご利用のメリット8

メリット1

株式上場に向けての第一歩!

メリット2

企業としての信用力向上!

メリット3

長期の安定した資金調達が可能

メリット4

2億5,000万円まで無担保で発行!

メリット5

連帯保証人は不要!

メリット6

特定社債保証制度の信用保証料率より
0.05%引下げ

メリット7

金融機関に支払う手数料から、
地域の学校や自治体等に寄贈が可能!

メリット8

社債を発行すると新聞や金融機関ホーム
ページに掲載され、企業の知名度向上!

あなたのチャレンジを応援します!
- 企業とともに未来へ -

茨城県信用保証協会



ご相談・
ご質問は
こちらまで!

水戸営業部

〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階
◆保証経営支援課 ☎029-224-7812
◆企業サポート室 ☎029-224-7813
◆企業サポート室 経営アシストグループ ☎029-224-7852

土浦営業部

〒300-0043 土浦市中央二丁目2番28号
◆保証経営支援一課 ☎029-826-7812
◆保証経営支援二課 ☎029-826-7826
◆企業サポート室 ☎029-826-7813

ホームページは
こちら



LINEは
こちら



※融資に関しましては、審査の結果ご希望に沿えない場合があります。

適債基準

下記の基準(1)～(3)について、①の要件を満たす中小企業で、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤のいずれかを満たすことを要します。

項目	基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件
① 純資産額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須条件
② 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	②または③の どちらかを充足
③ 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	
④ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	④または⑤の どちらかを充足
⑤ インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	

保証の要件

保証対象	適債基準(1)～(3)のいずれかに該当し、地方創生に資する寄贈を行う中小企業者。 中小企業信用保険法に定める中小企業者で「会社」に限る。
発行額	一回の最低発行額 3,000万円／最高発行限度額 5億6,000万円 ^{※1} 当協会の保証金額は発行額の8割 ^{※2}
資金用途	運転資金・設備資金
保証期間	2年以上7年以内
担保	原則、保証金額2億円(発行額2億5,000万円)を超える場合は必要
連帯保証人	不要
信用保証料率	年0.30%～1.75%(弾力化対象)
取扱金融機関	当協会と覚書を締結した金融機関に限る。



イメージキャラクター
ひばり先輩

※1… 特定社債保証制度と合算で発行限度額は5億6,000万円の取扱いとなります。

※2… 特定社債保証・寄贈型特定社債保証以外の保証分(経営安定関連保証及び危機関連保証に係る保証等を除く)と合算して5億円までとなります。

信用保証料

(単位 年率%)

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
特定社債保証の信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
本制度の信用保証料率	1.85%	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.95%	0.75%	0.55%	0.40%

0.05%引下げ

上記の信用保証料率からさらに0.1%引下げ中!

イメージ
キャラクター
びよこ

寄贈の仕組み

金融機関にお支払いいただく発行手数料の一部から、お客様が指定する地域の学校や自治体等に、金融機関が物品を寄贈いたします。

- ①お客様に寄贈先を指定していただきます。
- ②金融機関に手数料等、信用保証協会に信用保証料をお支払いいただきます。
※信用保証協会が0.05%、金融機関が0.0125%保証料を引下げします。
- ③金融機関にお支払いいただいた手数料の一部から、金融機関が寄贈を行います。

